

1. 奨学金の返還について(返還のてびき全体版 P13~P19)

1. 返還が始まる時期

- 貸与終了の翌月から数えて7カ月目の月(2024年3月貸与終了の方は、2024年10月28日(月))から返還が始まります。
- 月賦・半年賦併用返還の場合は、半年賦分が1月・7月に振替されます。2024年3月貸与終了の方は、月賦分については、2024年10月28日(月)、半年賦分については、2025年1月27日(月)が初回振替日です。
- 返還開始月や返還明細については、口座加入後、2024年8月上旬～8月中旬頃に送付される「口座振替(リレ一口座)加入通知」でお知らせします。

2. 毎月の振替日(引き落とし日)

- 振替日は、月賦返還、月賦・半年賦併用返還いずれの場合も毎月27日です。
- 振替日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日に振替します。
- 口座が残高不足にならないように、振替日の前営業日までに必ず入金をしておいてください。
- 特に、半年賦分の振替の際には、月賦分に加え半年賦分を合わせた額(つまり月賦分の約7倍)の振替となりますので、残高不足にならないように、十分に注意してください。

3. 第一種奨学金(無利子)の返還方式

- 返還方式には定額返還方式と所得連動返還方式があります。
- 2017年4月以降に第一種奨学金の奨学生として採用された方(奨学生番号が617~623で始まる方)は、申込時に返還方式を選択することができます。

(1)定額返還方式

- 貸与総額(借用金額)に応じて毎月の返還金額が決まります。第一種奨学金を2017年3月以前から借りている方は、この方式での返還となります。
- 月賦返還か、月賦・半年賦併用返還のいずれかの返還方式を申込時に選択済みです。各自の返還確認票の「返還の条件」欄の、アスタリスク(*)がついているほうが、返還誓約書で選択した方式です。

(2)所得連動返還方式

- 毎月の返還月額(割賦金)は、原則として機構が個人番号(マイナンバー)を利用して取得する、卒業後の毎年の課税総所得金額に応じて決まります。(課税証明書を提出していただく場合があります。)
- 所得連動返還方式を選択した方は、機構に個人番号(マイナンバー)が提出されている必要があります。未提出の方は、定額返還方式により算出した返還月額での返還となります。
- 返還月額は、(課税総所得金額×9%÷12)円です。その額が2,000円未満の場合は、返還月額は、最低金額の2,000円となります。
- 所得が0円の場合でも、最低金額の2,000円を毎月返還することになります。返還方法は月賦返還のみとなり、月賦・半年賦併用返還はできません。
- 返還初年度(返還開始～最初の9月)の返還月額は、原則、「定額返還方式により算出した返還月額の半額(1円未満の端数は切り捨て)」となります。ただし、返還月額の半額が2,000円未満の場合、返還月額は最低金額の2,000円となります。
- 第一種奨学金の貸与を複数回受け、いずれも所得連動返還方式を選択した場合は、返還初年度はそれぞれの奨学金の定額返還の半分の額を、返還開始2年目以降は前年の課税対象所得の9%を12で割った返還月額×貸与を受けた奨学金の数(例:大学と大学院(修士)であれば×2、大学と大学院(修士)と大学院(博士)であれば×3)により返還をしていただくこととなります。

(参考)返還月額の見直し(返還開始翌月以降の10月)後の返還月額

- 初回の返還月額の見直しは、返還開始翌月以降の10月に行い、その月から、前年の課税総所得金額に応じた返還月額での返還となります。
 - 初回の返還月額の見直し以降は、前年の課税総所得金額が確定する6月以降に、機構が個人番号(マイナンバー)を利用して取得した前年の課税総所得金額に応じて毎年の返還月額を算出し、10月から翌年9月まで算出された返還月額で返還します。
 - 返還者が被扶養者(※)である場合または返還中に返還者が被扶養者となった場合は、返還者と扶養者の課税対象所得の合計に基づき返還月額を算出します。そのため、扶養者の「マイナンバー提出書」と「個人番号カード」等のコピーを同封して、本機構指定の宛先に簡易書留で提出する必要があります(簡易書留に係る郵便料金は本人の負担となります)。詳細は本機構から送られる通知等で確認してください。
- ※地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第7号に規定する同一生計配偶者および同項第9号に規定する扶養親族をいう。

(3)返還方式の変更

- 所得連動返還方式から定額返還方式への変更を希望する場合は、至急、学校に申し出てください。
〇月〇日(学校が定める期限)までに手続きが必要です。
変更届は、奨学生本人の署名に加え、人的保証の方は連帯保証人・保証人の印鑑登録証明書を添付し、変更届に署名する必要があります。
変更後に新たに発行された「返還確認票」を交付しますので、ご確認ください。
〇月〇日(学校が定める期限)後の定額返還方式への変更はできません。
- 617~623で始まる奨学生番号については、貸与終了後、定額返還方式から所得連動返還方式へ変更することが可能です。ただし、保証制度は機関保証であることが条件となり、人的保証の方は機関保証に変更する必要があります。その場合、保証料を一括で支払う必要があります。また、月賦・半年賦併用返還を選択している方は、変更に伴い月賦返還になります。
変更には、願出用紙のほか、奨学生として採用された時に個人番号を提出していない方は、個人番号(マイナンバー)に関する書類の提出も必要です。
なお、延滞している場合や、口座振替の加入手続きを行っていない場合は、変更はできません。

(参考)所得連動返還方式で、返還が困難な場合

- 返還初年度(返還開始~最初の9月)のみ、申請により、最低返還月額2,000円での返還が可能です。
- ただし、返還を延滞している場合や、口座振替の加入手続きを行っていない場合、最低返還月額2,000円の申請はできません。
- 救済制度のうち、「返還期限猶予」を願い出ることができます。「減額返還」は利用できません。

4. 第二種奨学金(有利子)の返還方式

- 返還方式は、貸与総額に応じて毎月の返還金額が決まる「定額返還方式」のみです。
- 在学中は無利子ですが、貸与終了の翌月1日から利子が発生します。
- 利率の算定方式は、奨学金の申込時に「利率固定方式」または「利率見直し方式」のいずれかを選択しています。利率固定方式では、貸与終了時点で決定した利率が返還完了まで適用され、利率見直し方式では、貸与終了時点で決定した利率を返還期間中おおむね5年ごとに見直します。いずれの方式も利率は年3%が上限です。

(参考)2023年3月に貸与が終了した奨学金の利率

- ・利率固定方式:年0.905%
- ・利率見直し方式:年0.300%

2. 返還が困難になった場合(救済制度)(返還のてびき全体版 P24~P28)

1. 在学猶予

- 奨学金の辞退後や貸与終了後に、引き続き在学する場合または別の学校へ進学する場合に、スカラネット・パーソナルから「在学猶予願」を提出することで、在学している期間中返還期限を猶予(先送り)することができる制度です。
- 2020年4月以降における在学猶予制度の適用期間の上限は、通算10年(120か月)となりました。
- 在学猶予が承認されるまで、口座振替(引落し)を止めることはできません。
在学猶予申請中でも、延滞している場合は返還督促が行われます。
- 「在学猶予願」を提出した後に早期卒業・退学等で在学期間が短くなった場合は、必ず在学中にスカラネット・パーソナルから「在学猶予期間短縮願」を提出してください。
- 在学期間が短くなっていたにもかかわらず「在学猶予期間短縮願」の届出がなかったことが後日判明した場合、遡って在学猶予期間を取り消します。なお、遡った期間については、延滞金が賦課されて請求されることがあります。

2. 減額返還・返還期限猶予

- 本人が経済困難、災害や傷病などの理由により返還が困難な事情が生じた場合、機構では減額返還や返還期限猶予の救済制度を設けています。
- 減額返還制度や返還期限猶予制度を利用した場合でも、返還総額は変わりません。

(1)減額返還

- 当初約束した割賦金額を2分の1または3分の1に減額し、適用期間に応じた分の返還期間を延ばして返還する制度です。
- 1回の申請につき最長12か月まで願い出でき、適用期間の上限は通算15年(180か月)です。
- 口座振替(リレー口座)に加入していることが条件となります。
- スカラネット・パーソナルから申請できます(マイナンバーを提出済等、一部条件があります)。スカラネット・パーソナルの「各種手続」画面の「6.減額返還願」より願い出てください。
- 書面の場合は、「奨学金減額返還願」、「チェックシート」および証明書(必要な場合)を添えて、希望月の前々月末日までに機構へ郵送してください。
- 毎月の返還額を減額できるため、無理なく返還を続けることができます。
- 返還開始よりおおむね9か月以内(貸与終了または在学猶予終了の翌年に当年度の証明書が発行されるまで)の申請時に限り、証明書提出は不要です。詳細は機構ホームページで確認してください。
- 基準の緩和や選択肢の追加といった見直しが予定されています。

(2)返還期限猶予

- 経済困難等により返還が困難な場合に、願い出により返還期限を猶予(先送り)できる制度です。
- スカラネット・パーソナルから申請できます(マイナンバーを提出済等、一部条件があります)。スカラネット・パーソナルの「各種手続」画面の「7.返還期限猶予願」より願い出てください。
- 書面の場合は、「奨学金返還期限猶予願」、「チェックシート」および証明書(必要な場合)を添えて、希望月の前々月末日までに機構へ郵送してください。
- 返還開始よりおおむね9か月以内(貸与終了または在学猶予終了の翌年に当年度の証明書が発行されるまで)の申請時に限り、証明書提出は不要です。詳細は機構ホームページで確認してください。
- 1年ごとの願出が必要となります。経済困難や失業中などの事由の場合、適用期間の上限は通算10年(120か月)です。

(参考) 奨学金の返還支援制度

● 奨学金の返還額の一部又は全額を支援している地方公共団体、企業があります。

1. 地方公共団体による奨学金の返還支援

● 地方公共団体と地元産業界が協力し、地元企業に就職した方を対象に、奨学金の返還を支援する取組みが行われています。

2. 企業の奨学金返還支援(代理返還)制度

● 各企業の担い手となる奨学金返還支援者を応援するための取り組みとして社員に対し、返還額の一部または全額を支援する制度があります。これらの奨学金返還支援制度は、機構のホームページで紹介しているので、活用してください。

3. 返還が滞った場合 (返還のてびき全体版 P30～P35)

1. 延滞金

● 約束の期日を過ぎると、延滞となった返還月額に対し、年(365日あたり)3%の割合で返還期日の翌日から延滞している日数に応じて延滞金が賦課されます。

2. 個人情報情報機関への登録

● 「個人情報情報機関」とは、会員である銀行やクレジットカード会社等から収集した個人情報情報の管理と、会員からの照会に対し個人情報を提供することを主に行っている機関です。

● 日本学生支援機構の奨学金の場合、「個人情報情報機関」へ登録されるのは、返還金を延滞した本人の情報に限定されます。

● 延滞せず返還している場合や、返還期限猶予願が承認されている期間は、新たに情報が登録されることはありません。

● なお、一般のローンやクレジットカードでは、契約時に登録されることになっています。

● 新たに返還を開始する方は、返還開始から6か月経過後に延滞3か月以上になった場合に、登録する対象となります。

・一度登録された情報は、延滞中は延滞者として登録され続けます。

・延滞を解消した後は、延滞を解消している方として、その後5年間登録され、それより後は、約束どおり返済している方(無延滞者)として登録されます。

・個人情報情報機関に登録された情報は、返還完了後5年が経過するまで残ります。

いったん登録された情報を後から取り消すことはできません。

3. 督促(延滞した場合の流れ)

(1) 残高不足等による振替不能の通知

● 残高不足等で振替ができなかった時は、翌月の振替日に当月分と延滞分(延滞金含む)をまとめて口座から振り替えます。

● 機構が業務を委託している債権回収会社からの電話や、機構からの通知により、振替ができなかったことの連絡や、個人情報情報機関への登録についての注意喚起を行います。

● 人的保証の場合は、連帯保証人、保証人にも同様に通知します。

● 機構で行った調査によると、大半の方が、機構からの文書や電話で初めて延滞になったことを知ったと回答しています。通知が確実に届くように、住所等の変更の届出は非常に重要です。

(2)振替不能が続いた場合

- 振替不能が4回連続すると、口座からの振替(引落し)は停止されます。
- 機構が回収業務を委託している債権回収会社が、奨学生本人、連帯保証人、保証人に対し、奨学金返還の督促を行います。回収業務委託中は、延滞分を債権回収会社指定の口座に振り込むことになります。

(3)法的手続による一括返還請求【人的保証のみ対象】

- 人的保証の方が、再三の督促にも関わらず返還に応じない場合は、返還期限が来ていない分も含めて、返還未済額の全額を一括で返還するよう請求します。
- それでもなお、返還に応じない場合は、裁判所へ支払督促の申し立てを行います。
- 給与や財産を差し押さえることもあります。

(4)一括返還請求および代位弁済(だいいべんさい)【機関保証のみ対象】

- 機関保証の方が、再三の督促にも関わらず返還に応じない場合は、返還期限が来ていない分も含めて、返還未済額の全額を一括で返還するよう請求します。
- それでもなお、返還に応じない場合は、機構から保証機関に代位弁済を請求します。
- 保証機関は、返還者に代わって機構に利子・延滞金も含む返還残額を支払います。
- その後、保証機関は支払った金額(代位弁済額)を一括して返還者に請求します。
- 返還者は、保証機関に対し、代位弁済額を返済しなければなりません。
- 返済が滞ると代位弁済額に遅延損害金(延滞金)が加算されます。
- 返済に応じない場合、保証機関は、法的手続を行い、返還者の給与や財産を差し押さえることもあります。

4. 返還の免除について(返還のてびき全体版 P29)

1. 死亡、精神もしくは身体の障害による免除制度

- 奨学生本人が死亡、精神もしくは身体の障害により労働能力を失った時は、願出により奨学金の返還未済額全額または一部の返還が免除される場合があります。
- そのような状態になった場合には、機構へ相談するよう、連帯保証人等に伝えておいてください。

2. 大学院第一種奨学金の特に優れた業績による返還免除

- 貸与期間終了時に学校へ願い出て、学校から機構へ推薦され、貸与期間中に特に優れた業績を挙げた者として機構が認定した場合、奨学金の全部、または一部の返還が免除される制度です。希望者は学校に問い合わせてください。

5. スカラネット・パーソナル(返還のてびき全体版 P40)

- 貸与総額や返還残額等、自分自身の奨学金に関する情報の閲覧、各種手続きをインターネットを通じて行うことができる情報システムです。
- 振替口座(リレー口座)の登録・変更の申込みができます。
- 返還中の方については、転居・改姓・勤務先(変更)届の提出、「在学猶予願」「在学猶予期間短縮願」の提出、繰上返還の申込み、各種証明書の発行依頼、最低返還月額申請(所得連動返還選択者のみ)ができます。
- 「奨学金減額返還願」「奨学金返還期限猶予願」の提出、作成・印刷ができます。

9. 日本学生支援機構(JASSO)のホームページ (返還のてびき全体版 P40)

● 機構のホームページでは、奨学金関係の最新情報をはじめ、さまざまな情報を随時更新しています。各種願出の様式やQ&A も掲載していますので、奨学金に関する問合せの際は、まずホームページで確認してください。

10. 奨学金相談に関する Q&A サイト

● 奨学金に関する疑問・質問をチャットボット等で解決できるQ&Aサイトを機構のホームページに掲載していますので、ぜひ活用してください。

<https://bot.talkappi.com/bot?id=jasso>

11. まとめ

- 奨学金の返還を続けていくにあたっては、「延滞しないこと」はもちろんのこと、「延滞した場合には速やかに解消すること」が大切です。
- 奨学金の返還が困難になった場合、もしくは困難になりそうだとと思われる場合は、必ず機構に相談してください。
- そのまま放置して延滞してしまったり、延滞が長引いたりすることにならないよう十分に注意してください。

不明な点は機構ホームページや「返還のてびき」を参照してください。それでも分からない場合には、「奨学金返還相談センター」に電話で照会してください。

日本学生支援機構 奨学金相談センター電話番号

0570-666-301 (ナビダイヤル・全国共通)

※奨学生番号が必要となります。

※詳細は「返還のてびき」を参照してください。